

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

国際的なテロの脅威の高まりや、犯罪者集団、テロリストによる資金移転の広域化および国際化等が見られるなか、金融機関にはマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が国際的にもますます高まっています。

当行は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止が経営における重要な課題のひとつであることを認識し、下記の通り「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針」を制定、公表するとともに、本部横断的な検討の場である「犯罪収益移転防止協議会」を設置し、リスクベース・アプローチにより管理態勢の強化を図っております。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る基本方針

1.組織態勢

マネー・ローンダリング等防止を主管する統括部署を定めその担当役員を責任者として、対応方針を策定・管理しております。

また、関連部署間の連携強化や態勢全体の企画・統括機能向上を目的として「犯罪収益移転防止協議会」を設置いたしました。

2.リスク低減に向けた取組み

当行は、実効的なマネー・ローンダリング等防止対策を実施するため、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、マネー・ローンダリング等に関するリスクを適時適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3.お客さまへの対応方針

当行は、適切な本人確認および取引時確認を行い、お客さまの属性に即した対応策を実施する体制を整備します。また、定期的にお客さまの情報やお取引内容の調査・分析を行い、対応策を見直します。

4.疑わしい取引の届出

当行は、疑わしい取引を営業店等からの報告およびモニタリングシステムにおいて検知し、疑わしい取引に該当すると判断した場合には、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。

5.経済制裁及び資産凍結

当行は、制裁対象者との取引をフィルタリング等により排除します。また、資産凍結等の措置に係る確認について、適切に実施する態勢を構築します。

6.役職員の研修・育成

当行は、役職員に対する指導・研修等を通じて、マネー・ローンダリング等防止に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等の維持向上に努めます。

7.内部監査による検証

当行は、マネー・ローンダリング等防止の状況について定期的な内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

組織体制

金融庁「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」で示されている「3つの防衛線」の概念に即した管理体制を構築しております。

犯罪収益移転防止協議会		事務部担当役員をヘッドとし、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(以下AML/CFT)の態勢全体を企画・統括し、AML/CFTに関わる部署の連携を図り、実効性の高い対応策を協議しております。
第1の防衛線	営業部門	内務担当役席を管理者とし、定められた方針や手続等を正しく理解し、的確に実施するとともに、管理者は当該支店等の行員へのマネー・ローンダリング防止に関する教育・研修を行っております。
第2の防衛線	本部所管部	行内におけるマネー・ローンダリングを統括・管理する部署として、営業店のサポートおよびモニタリングを実施しております。また、必要に応じ取締役会等へ報告を行っております。
第3の防衛線	監査部	第一の防衛線および第二の防衛線が適切に機能しているか、更なる高度化の余地はないか等について、これらと独立した立場から定期的に検証しております。

リスクベース・アプローチ

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与のリスクを特定・評価し、これを低減するためにリスクに見合った対策を講ずることをいいます。当行では、取扱う商品・サービス等について、リスクベース・アプローチに基づき「犯罪収益移転危険度評価書」を策定しております。

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の効率化、実効性向上に努めてまいります。

二セ電話詐欺への対応事例

「二セ電話詐欺」とは、身内、会社員、警察官などいろいろな立場になりすました二セ者（犯人）が、電話を悪用して行う詐欺です。

★還付金詐欺 被害を未然防止で警察署長より表彰★

来店された高齢者(69才)が、キョロキョロしながら落ち着きがなかったため、不審に思った当行担当者が積極的な声掛けを行い詳細な聞き取りを行った結果、二セ電話による詐欺であると判断。警察に通報し、二セ電話による詐欺を未然に防止いたしました。

